

麻薬小売業の業務を行う役員の届出について

麻薬及び向精神薬取締法では申請者が法人であるときは、その「業務を行う役員」を届け出なければなりません。
法人の役員が複数おり、業務ごとに担当役員を定めている場合は、麻薬及び向精神薬取締法に関する業務を行う担当役員を画定(限定)することができます。
その場合、各役員の担当業務を明示した組織図又は業務分掌表の添付が必要です。

＜組織図又は業務分掌表の作成例＞(用紙は A4判で作成してください。)

◆記載例1 組織図タイプ

株式会社丸千薬局の役員業務分掌表

東京太郎(代表取締役 会長)

東京一郎(代表取締役 社長)

東京花子(取締役・販売営業担当)

東京次郎(取締役・総務・人事担当)

大阪三郎(取締役・関西地区担当)

江戸四郎(非常勤取締役)

内が麻薬小売業の業務を行う役員であることを証明する。

年 月 日

東京都千代田区九段南1-6-17

株式会社丸千薬局 代表取締役 東京 一郎

◆記載例2 表タイプ

株式会社丸千薬局の役員業務分掌表

	氏 名	業務内容
◎	東京太郎	代表取締役 会長
◎	東京一郎	代表取締役 社長
◎	東京花子	取締役 販売営業担当
	東京次郎	取締役 総務・人事担当
	大阪三郎	取締役 関西地区担当
	江戸四郎	取締役 非常勤

◎の者が麻薬小売業の業務を行う役員であることを証明する。

年 月 日

東京都千代田区九段南1-6-17

株式会社丸千薬局 代表取締役 東京 一郎

＜注意＞ 役員名は申請・届出時におけるすべての役員(監査役を除く)を記載して下さい。

《参考》法人の業務を行う役員の範囲は、旧厚生省薬務局企画・審査課長連名通知で、次のように示されています。

【法人の業務を行う役員の範囲】

- ・株式会社及び有限会社の場合：代表取締役及び当該許可業態に係る業務を担当する取締役
- ・合名会社の場合：定款に定めがないときは社員全員
- ・合資会社の場合：定款に定めがないときは無限責任社員全員
- ・民法法人・協同組合等の場合：理事全員(ただし、業務を担当しない理事を除く。)
- ・外国会社の場合：日本における代表者(商法第 479 条にいう代表者)